

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく
(自立支援) 協議会における情報提供 (第 89 条の 3 第 3 項) について、
個人情報保護法による個人データの第三者提供の制限に係る例外
(法令に基づく場合) 等に該当することとする整理

障害者総合支援法上、「障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、・・・総合的かつ計画的に行わなければならない。」(障害者総合支援法第 1 条の 2) とあり、支援を行う上で、「障害者の意思の尊重」は重要であり、そうした観点からも、法第 89 条の 3 に規定する (自立支援) 協議会 (以下「協議会」という。) において個人データを共有する場合は、当事者の同意を得ることが原則である。一方で、当事者の同意が得られない場合であっても、以下の①から③までの全ての要件に当てはまる場合は、障害者総合支援法上の「地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う」ために必要があると認めるときに当たる (当事者の尊厳を損なうことにはならない) と考えられることから、個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) (以下「個情法」という。) における個人データの第三者提供制限の例外として、個情法第 27 条第 1 項第 1 号の「法令に基づく場合」に該当するものと考えられる。

① 本人が支援を求めることができないことに相当の理由があり、同意が得られない場合

例えば、本人に認知機能に支障があることがうかがわれる場合や、精神的な疾患をうかがわせる症状等がみられる場合等には、判断能力が不十分であると推察され、自身の状況を客観的に判断できないことから本要件に該当し得ると考えられる。

② 速やかに介入しなければ生命、身体又は財産に危険が見込まれるような場合

例えば、自殺念慮や著しい自傷・他害がある又はそれを疑う言動が見られる場合、十分な食事をとることができないことにより健康を害している様子である場合等であって、こうした状態が続くことで、本人又は家族、近隣住民等の生命、身体又は財産への危険が及ぶことが想定されるものと、およそ通常の判断能力をもってすれば判断可能である場合には、本要件に該当し得る。

③ 協議会の関係機関等の間で情報共有する必要がある場合

例えば、当事者に複合的な課題が生じており、複数の主体で対応することが必要である場合等であって、協議会で協議することで生命、身体又は財産の保護に資することが見込まれる場合には、本要件に該当し得る。

また、障害者総合支援法第 89 条の 3 第 3 項において提供が予定されている個人データの種類・内容とその要保護性については以下の通り。

<個人データの種類・内容>

障害のある当事者の氏名、住所・居所、連絡先等の基礎的な情報のほか、当該当事者が必要な障害福祉サービス等の利用等により日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標とした必要な支援を講じるために必要最小限の情報。

<要保護性>

上記個人データのうち、要配慮個人情報に当たるもしくは当たる可能性があるものとしては、以下が考えられる。

- ・ 障害の状況
- ・ 精神的・身体的な疾患やそれをうかがわせる症状

これらの情報は、上記個人データの中でも特に要保護性が高いと考えられるところ、支援を図るための目的以外に利用された場合には、不当な差別や偏見その他の不利益が生じるおそれがあることから、必要最小限の共有にとどめたいうで、情報漏えいしないよう留意する必要がある。

なお、障害者総合支援法第 89 条の 3 第 3 項において提供が予定されている範囲と当該提供先で予定されている取扱いとは以下の通り。

○提供が予定されている範囲：

協議会の関係機関等

○当該提供先で予定されている取扱い：

個人データの取扱主体は、協議会を構成する個々の関係機関等に限られる。また、当該者が取得した個人データの利用については、当事者に対する支援のために必要な情報の交換を行うとともに、必要な障害福祉サービス等の利用等により日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標とした必要な支援に関する検討を行う場合に限り使用する。

以上

(参考)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
(平成 17 年法律第 123 号)(抄) ※令和 6 年 4 月 1 日施行

(協議会)

- 第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を置くように努めなければならない。
- 2 協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。
 - 3 協議会は、前項の規定による情報の共有及び協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。
 - 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
 - 5 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なしに、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

障害者総合支援法(平成 17 年法律第 123 号) (抄)

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第一条の二 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。